

シーサー保育園の運営に関する重要事項説明書

八重瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条の規定に基づき風の音保育園の運営の概要等について説明いたします。

1 事業の運営主体

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 田園福祉会 |
| 事業者の所在地 | 沖縄県八重瀬町字友寄841番地1 |
| 代表者の氏名 | 理事長 池間ミヨ子 |
| 定款の目的に定めた事業 | 第2種社会福祉事業 保育園及び小規模保育事業所の経営 |

2 施設の概要

| | | | | | | | |
|--------------|-----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 種 別 | 保育所 | | | | | | |
| 名 称 | シーサー保育園 | | | | | | |
| 所 在 地 | 沖縄県八重瀬町字友寄841番地1 | | | | | | |
| 施 設 長 | 園長 池間 栄治 | | | | | | |
| 開設年月日 | 平成19年4月1日 | | | | | | |
| 利用定員 (本園) | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
| | 15名 | 30名 | 30名 | 35名 | — | — | 110名 |
| (分園) | | | | | 25名 | 25名 | 50名 |
| 実施保育事業 | 通常保育、一時預かり保育、延長保育 | | | | | | |
| 連絡番号 | (電) 098-996-0039 (F) 098-996-0038 | | | | | | |
| 事業所番号 | 3600-05-001698 | | | | | | |

3 施設・設備の概要

(本園)

(分園)

| | | | | | |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 敷地面積 | | 974.76 m ² | | 615.00 m ² | |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 | | 同左 | |
| | 延床面積 | 476.96 m ² | | 163.80 m ² | |
| 施設設備の数 と面積 | 乳児室 | 1室 | 36.00 m ² | | |
| | ほふく室 | 1室 | 60.55 m ² | | |
| | 保育室 | 4室 | 128.10 m ² | 3室 | 108.00 m ² |
| | 遊戯室 | 1室 | 63.90 m ² | | |
| | 調理室 | 1室 | 33.75 m ² | | |
| | 調乳室 | 1室 | 3.40 m ² | | |
| | 幼児用トイレ | 4室 | 27.18 m ² | 2室 | 19.38 m ² |
| | 医務室 | 1室 | 8.80 m ² | | |
| | 事務室 | 1室 | 17.10 m ² | | 13.95 m ² |
| 屋外遊技場 | 424.57 m ² | | 231.80 m ² | | |

4 施設の目的、運営方針

| | |
|------|--|
| 目的 | 社会に開かれた福祉施設として地域の子育て家庭を支援する。 |
| 運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの最善の利益を図り、良い家庭環境づくりを支援するため、当園を利用する方に最善を尽くす。 ・幼児期の体験は人の人格形成に大きく影響することから、このことを十分踏まえて保育を実践する。 ・地域の文化、地域との関わりを大切にした保育を行う。 ・家庭との連携を密にして相互支援体制で保育を行う。 |

5 職員体制

(本 園)

(分 園)

| | | |
|-------|-------------------|-----------------|
| 施設長 | 1名 | |
| 主任保育士 | 1名 (常勤1名) | |
| 保育士 | 23名 (常勤18名 非常勤5名) | 6名 (常勤5名 非常勤1名) |
| 調理員 | 5名 (常勤3名 非常勤2名) | |
| 看護師 | 1名 (非常勤1名) | |
| 事務員 | 1名 (常勤1名) | 1名 (常勤1名) |
| 保育補助 | 5名 | 2名 |

6 保育・教育を提供する日

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 開所日 | 月曜日から土曜日まで |
| 休所日 | 日曜日、国民の祝日、年末年始（29日～3日）、慰霊の日、暴風警報発令時 |

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

| | |
|---------|--------------------|
| 月曜日～金曜日 | 午前7時15分から午後7時15分まで |
| 土曜日 | 午前7時15分から午後6時15分まで |

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

| | |
|---------------------|--------------------|
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前7時15分から午後6時15分まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前7時15分から午後6時15分まで |
| 延長保育時間 | 午後6時15分から午後6時45分まで |

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

| | |
|--------------------|--|
| 月曜日から土曜日の保育時間（8時間） | A 午前7時30分から午後3時30分まで B 午前9時00分から午後5時00分まで |
| 延長保育時間 | A 月～金曜日 午後4時まで B 月～金曜日 午後5時30分まで |

8 利用料金

| | |
|-----------------|--|
| 利用料（利用者負担） | 八重瀬町が定める利用料 |
| 延長保育料 | 月極契約3,000円（兄弟児二人目からは1,500円） 日々契約300円（兄弟児二人目からは150円） |
| 一時預かり保育料 | 0歳児 1,800円 1、2歳児 1,500円 3、4、5歳児 1,300円 |
| 主食提供 （3～5歳児） | 月額 2,000円 |
| 副食費 （3～5歳児） | 月額 5,000円（3～5歳児） （免除措置）年収360万円未満の世帯、第3子以降の子ども |

当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当であると認められるものの実費の支払いを受けることができる。

9 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

毎日の保育・教育の流れ

（0、1、2歳児）

| 時刻 | プログラム | 子どもの活動 |
|------|-----------------|---|
| 7:15 | 登園 | ・視察を受ける ・持ち物の整理 ・遊び（室内、戸外） ・検温を受ける |
| 9:00 | おやつ 絵本の読み聞かせ | ・排泄、おむつ交換 |
| 9:15 | | ・朝のおやつ（0歳、1歳、2歳） |
| 9:30 | | |

| | | |
|-------|-----------------|--|
| 10:30 | 食事(0歳児) | <ul style="list-style-type: none"> ・遊び(室内、戸外) ・排泄、おむつ交換 |
| 10:45 | 食事(1歳児) | <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、食事の準備 ・食事のうた |
| 11:00 | 食事(2歳児) 後片付け | <ul style="list-style-type: none"> ・「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ ・うがい、はみがき ・顔や手を拭く |
| 12:00 | 午睡の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・排泄、おむつ交換 |
| 12:30 | 午睡 | <ul style="list-style-type: none"> ・衣服の着替え ・遊び ・絵本、紙芝居などお話を聞く |
| 14:00 | 目覚め おやつ | <ul style="list-style-type: none"> ・片付け、排泄、おむつ交換 ・手洗い、おやつの準備 ・顔や手を拭く |
| 15:30 | 後片付け | <ul style="list-style-type: none"> ・うがいをする ・排泄、おむつ交換 |
| 16:00 | | <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物整理 ・保育士と一緒に帰りの準備 |
| 16:15 | | <ul style="list-style-type: none"> ・個別検診をする |
| | 降園 | <ul style="list-style-type: none"> ・「さよなら」をする ・遊び(室内、室外) |
| 18:15 | 延長保育 おやつ | <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、おやつの準備 |
| 18:45 | 閉園 | |

(3,4歳児)

| 時刻 | プログラム | 子どもの活動 |
|-------|-------|---|
| 7:15 | 登園 | <ul style="list-style-type: none"> ・視察を受ける ・持ち物の整理 ・自由遊び(室内、室外) ・片付け ・出欠調べ |
| 9:15 | 朝の集まり | <ul style="list-style-type: none"> ・排泄 |
| 9:30 | 主な活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読み聞かせ ・散歩、積み木、リトミック、太鼓、英語表現遊び、室内、戸外、制作、その他 |
| 11:40 | 食事 | <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、排泄、食事の準備をする ・食事の歌、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする。 |

| | | |
|-------|-------------------|---|
| 12:15 | 後片付け 午睡の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・うがい、はみがき、顔や手を拭く ・衣服を着替える ・絵本、紙芝居などお話を聞く ・排泄 |
| 13:00 | 午睡 | <ul style="list-style-type: none"> ・静かな音楽を聴く |
| 14:45 | 目覚め | <ul style="list-style-type: none"> ・片付け、排泄 |
| 15:00 | おやつ | <ul style="list-style-type: none"> ・おやつの準備 ・顔や手を拭く |
| 15:30 | 後片付け | <ul style="list-style-type: none"> ・うがいをする ・持ち物の整理 ・話をする ・個別検診をする |
| 16:00 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「さようなら」をする ・自由遊び（室内、戸外） |
| 18:15 | 降園 延長保育 おやつ | <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、おやつの準備 |
| 18:45 | 閉園 | |

(5歳児)

| 時刻 | プログラム | 子どもの活動 |
|-------|-------|--|
| 7:15 | 登園 | <ul style="list-style-type: none"> ・視察を受ける ・持ち物の整理 ・自由遊び（室内、室外） ・片付け |
| 9:30 | 朝の集まり | <ul style="list-style-type: none"> ・今月の歌「おはようのうた」 |
| 9:40 | 主な活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・散歩、リトミック、体育、英語表現歌遊び、室内、戸外、制作、その他 |
| 11:40 | 食事 | <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、排泄、食事の準備をする ・食事の歌、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする |
| 12:15 | 後片付け | <ul style="list-style-type: none"> ・うがい、はみがき、顔や手を拭く（自分でタオルをぬらししぼる） ・食後の掃除 |
| 13:00 | 午後の活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・散歩、積木、英語表現遊び |

| | | |
|-------|--------|--|
| 14:30 | 後片付け | ・体育、サッカー ・コーナー遊び ・おやつ作り（クッキング）、その他 ・片付け、排泄、手洗い ・おやつの準備 |
| 15:00 | おやつ | ・うがい、顔や手を拭く |
| 15:30 | 後片付け | ・今月の歌「おかえりのうた」「さようなら」をする ・話をする |
| 16:00 | 帰りの集まり | ・個別検診をする ・自由遊び（室内・戸外） |
| 16:30 | 合同保育 | |
| 18:45 | 閉園 | |

10 給食等について

| | 提供内容 | | | |
|-----|------|----|----|-----|
| | おやつ | 給食 | | おやつ |
| | | 主食 | 副食 | |
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3歳児 | | ○ | ○ | ○ |
| 4歳児 | | ○ | ○ | ○ |
| 5歳児 | | ○ | ○ | ○ |

○ 給食の提供にあたっては、委託栄養士が作成した献立表に基づき自園で調理しています。

○ 子ども達の食への関心を高めるため食育に取り組んでいます。

○ 食べ物アレルギーのある子については、保護者の方と十分調整のうえ除去食の提供等を行っています。

11 保護者に用意していただくもの

(1) 持ち物について

- ・すべての持ち物には、大小にかかわらず名前を記入してください。
- ・午睡用具入れは、布袋を準備してください。
- ・午睡用敷物としてバスタオル、おねしょマット、手作りの敷物のいずれかを持たしてください。（年中使用します。）
- ・毎日持参いただくもの

かばん、お便り帳、着替え、タオル、顔ふきタオル、お手ふきタオル、汚れ入れ袋（ビニール袋）

(2) 服装について

- ・ 軽装でできるだけ薄着をさせ、活動しやすい服装。
- ・ 着脱が容易なもの（つりひものズボンやうしろボタンなどはさけましょう）。
- ・ 汗の吸収がよいものを着せましょう。
- ・ 着替え用の下着一式は常時持たせてください（その子に合ったもの数枚）。
- ・ はきものは、自分で脱ぎ履きできるもの。

1 2 登園・降園について

登降園に当たっては、次の点に留意してください。

- ・ 保育園への送迎はご家族で責任をもって送迎し、園児だけの登降園はさけてください。
- ・ 送迎のときは必ず保育士に引継ぎを行ってください。
- ・ 登園の際、別れを泣いて保護者を困らせる子どもがいますが、引き継いだ後は保育士にまかせてください。
- ・ 台風、大雨又は災害の時には、保育時間中でもお帰しすることがありますので、園とよく連絡をとってください。
- ・ 保護者以外のお迎えは事前に連絡してください。
- ・ 熱、下痢、その他異常があったときは、登園の際に必ずご連絡ください。
- ・ 車から離れるときは、エンジンを止めてください。

1 3 保育園と保護者の連携について

子どもの保育に当たっては、保護者と保育園の連携が必要不可欠です。子どもの24時間の生活を視野に入れつつ、家庭との連携を密にして保育を行いますので、心配なこと、分からないことは直接又はお便り帳等で気軽にいつでもお尋ねください。

1 4 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

| | | |
|------|-----|-----|
| 内科検診 | 全園児 | 年2回 |
| 歯科検診 | 全園児 | 年2回 |
| 尿検査 | 全園児 | 年2回 |

(2) 健康管理

看護師を配置して園児の健康管理に努めています。

| | | |
|----------|-----|----|
| 視診及び体温測定 | 全園児 | 毎日 |
|----------|-----|----|

| | | |
|--------|-----|-------|
| 身体測定 | 全園児 | 毎 月 |
| 身体頭胸測定 | 全園児 | 年 2 回 |

1 5 感染症対策について

「安全管理マニュアル」を作成し、その中で感染症対策として登園停止基準、感染症が疑われる時の判断基準、感染症が発生した時の対応、感染症別の対応等について定めています。

1 6 嘱託医

以下の医療機関（内科、歯科）と嘱託医契約を締結しています。

| | 内 科 | 歯 科 |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 医療機関名 | 沖縄第一病院 | 糸満歯科クリニック |
| 医院長名 | 安谷屋茂男 | 上原智也 |
| 所 在 地 | 南風原町字兼城 6 4 2 - 1 | 糸満市西崎 6 - 1 5 - 2 |
| 電話番号 | 0 9 8 - 8 3 5 - 6 1 6 5 | 0 9 8 - 9 9 2 - 2 8 8 8 |

1 7 地域防災拠点、広域避難場所

| | |
|--------|-----------|
| 地域防災拠点 | 八重瀬町友寄児童館 |
| 広域避難場所 | 南部商業高等学校 |

1 8 緊急時における対応

保育・教育の提供中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

1 9 非常災害時の対策

非常災害への対応のための安全管理マニュアルを作成して、定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

2 0 苦情相談窓口

要望、苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|------------|----------------|
| 相談・苦情受付責任者 | 主任保育士 井下 陽子 |
|------------|----------------|

| | |
|------------|---|
| 相談・苦情解決責任者 | 園長 池間 栄治 |
| 第三者委員 | 平良順子 電話 090-5298-9733 照屋清子 電話 098-889-3257 |

2.1 地域の育児支援について

一時預かり事業の実施、地域の子育て家庭に園庭解放、及び人形劇等の行事の開催時に参加呼びかけをしている。

以上、当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

上記の説明について同意する方は、別紙の同意書にご署名のうえ提出してください。

シーサー保育園
八重瀬町字友寄841番地1
園長 池間 栄治

同 意 書

私は、シーサー保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所 :

児 童 名 :

保護者氏名 :

印 (署名でも可)

児童からみた続柄 :

事 務 連 絡
平成27年5月28日

保護者の皆様へ

シーサー保育園園長

入園に当たっての保育園運営上の重要事項の説明について

平成27年度からの保育新制度への移行に伴い、保育園は入園児の保護者に対し保育園運営に当たっての重要事項を説明し、保護者の同意を得ることが義務づけられております。

つきましては、シーサー保育園の運営に当たっての重要事項について別添説明書を送付いたしますので、内容についてご同意いただきましたなら説明書の最終頁の署名欄にご署名いただきますようよろしくお願いいたします。